

令和6年第1回安城市議会定例会

議案書

(令和6年3月22日提出分)

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
第 4 5 号 議 案	安城市税条例の一部を改正する条例の制定について	1
同 意 第 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について【説明書参照】	3
同 意 第 2 号	教育委員会教育長の任命について【説明書参照】	5

第45号議案

安城市税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年3月22日提出

安城市長 三星元人

安城市税条例の一部を改正する条例

安城市税条例（昭和44年条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第5条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第33条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第33条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の

規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

- 3 第1項の規定は、令和6年度分の第35条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、地方税法の改正に伴い、必要があるため。

同意第1号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

令和6年5月10日をもって固定資産評価審査委員会委員柴田正義が任期満了となるので、後任として次の者を選任したい。

上記地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和6年3月22日提出

安城市長 三星元人

記

安城市上条町 住所地番非公表

柴 田 正 義

生年月日非公表

同意第2号

教育委員会教育長の任命について

令和6年3月31日をもって教育委員会教育長石川良一が任期満了となるので、後任として次の者を任命したい。

上記地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和6年3月22日提出

安城市長 三星元人

記

安城市城南町 住所地番非公表

石川良一

生年月日非公表